

議案第 39 号

北本市都市計画税条例の一部改正について

北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 5 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 北本市都市計画税条例（昭和 46 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 北本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 18 項中「、第 44 項、第 45 項」を「から第 44 項まで」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。